介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約書

サービス利用者（以下「利用者」という。）、社会福祉法人〇〇〇（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「ケアマネジメント」という。）に関する契約を以下のとおり締結します。

（契約の目的）

第１条　事業者は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、利用者に対し、適切な介護予防サービス・支援計画書（以下「介護予防ケアプラン」という。）を作成し、かつ、介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者、その他の事業者、関係機関等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

（契約期間）

第２条　契約期間は、令和　　年　　月　　日から第５条に掲げる満了の条件に該当するときまでとします。

（介護予防ケアプランの作成等）

第３条　事業者は、利用者の意向や心身の状況及び家族の意向等を踏まえ、介護予防ケアプランを作成します。

２　事業者は、その職員の中から担当者（以下「担当職員」という。）を選任し、適切なケアマネジメントの実施に努めます。

３　担当職員は、介護予防ケアプランの作成に当たり、次の各号に定める事項を遵守します。

　(１)　利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接し、解決すべき課題の把握に努めます。

　(２)　当該地域における介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容及び利用料の情報を、特定の事業者のみを有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

　(３)　提供されるサービスの目標、達成時期、サービス提供上の留意点を明記した介護予防ケアプランの原案を作成します。

　(４)　前号の原案に位置付けたサービス等について、保険給付又は介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の対象となるか否かを区分した上で、サービスの種類、内容、利用料等について、利用者から文書による同意を受けます。

　(５)　利用者が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従います。

　(６)　その他、利用者及びその家族の希望をできる限り尊重します。

（介護予防ケアプラン作成後の援助）

第４条　事業者は、利用者及び家族、サービス事業者等と継続的に連絡をとり、又、必要に応じて訪問し、利用者の実情や介護予防ケアプランの実施状況を把握するよう努めます。

２　事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、再評価を行い、介護予防ケアプランの変更、要支援認定区分の変更申請、関連事業者への連絡など必要な援助を行います。

３　事業者は、利用者が受けるサービス等の利用状況について、利用者からのサービス利用に関する苦情等相談を受け、必要に応じてサービスを点検し、給付管理票の作成・提出のほか、関連機関との連絡調整を行います。

（契約の終了）

第５条　次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を終了します。

(１)　利用者が死亡したとき。

(２)　第６条又は第７条の規定に基づき、この契約が解除されたとき。

(３)　利用者がサービス提供地域外に転居したとき。

(４)　利用者が介護保険施設やグループホームへ入所・入居したとき。

(５)　利用者が（介護予防）小規模多機能型居宅介護を利用するとき。

(６)　利用者が要支援者又は事業対象者として認定されなくなったとき（ただし、要介護認定を受け、総合事業の介護予防・生活支援サービスのみを継続利用する場合を除く）。

（利用者の解約権）

第６条　利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、３０日以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

２　利用者は、事業者が次に掲げる事由に該当するときは、直ちに契約を解除することができます。

(１)　事業者が、正当な理由なく、介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき。

(２)　事業者が、守秘義務に違反したとき。

(３)　事業者が、破産等事業を継続することが困難になったとき。

（事業者の解除権）

第７条　事業者は、利用者が双方の信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがないため、契約の目的を達することが不可能となったときは、３０日前までに理由を記した文書で通知することにより、契約を解除することができます。ただし、利用者又はその家族等が故意又は重大な過失により、担当職員の生命、身体、財産、信用等を傷つけ、又は著しい背信行為を行うことなどによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせたときは、文書で通知することにより、直ちに契約を解除することができます。

（損害賠償）

第８条　事業者は、利用者に対するケアマネジメントの実施に際して、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び市町村関係窓口に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

２　事業者は、利用者に対するケアマネジメントの実施に際して、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼした場合には、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

（秘密保持）

第９条　事業者の担当職員及び従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するケアマネジメントの実施にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。この秘密を保持する義務は契約の終了後も同様です。

２　事業者は、担当職員及び従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

３　事業者は、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いる場合、利用者又は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いません。

（記録の整備、閲覧）

第１０条　事業者は、利用者に対するケアマネジメントの実施に際して作成した記録、書類を完了日より２年間保存します。

２　利用者は、前項の記録、書類を閲覧することができるとともに、複写物の交付を受けることができます。ただし、複写の実費を請求することがあります。

（契約外条項）

第１１条　この契約に定めのない事項については、介護保険法等関係法令の定めるところを尊重し、双方が協議のうえで定めます。

（裁判管轄）

第１２条　利用者及び事業者は、この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、事業者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

この契約を証するため、本書２通を作成し、当事者双方が署名又は記名押印の上、各１通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

　（利用者）　住所

　　　　　　 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

※自署の場合は押印不要

　（事業者） 所在地

　　　　　　 事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代行しました。

（署名代行者）住所

　　　　　 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　利用者との続柄